

新政策金融機関の設立に係る準備状況について

平成 18 年 11 月 7 日  
行政改革推進本部事務局

1. 法案における主要な項目

次期通常国会へ提出することとなる新政策金融機関の設立に関する法案に盛り込むことについて検討中の主な項目は以下の通り。

( 1 ) 目的

行政改革推進法において、新機関に担わせることとされた機能を踏まえた新機関の目的規定。

( 2 ) 株式の政府保有義務

政策上必要な業務を国が責任を持って実施する等の観点から、新機関の株式を政府が全額保有する旨の規定。

( 3 ) 業務の範囲

政策金融改革の趣旨を踏まえ、行政改革推進法において新機関に担わせることとされた公庫等の業務及び危機対応に関する業務についての規定。

( 4 ) 会計経理

政策上必要な業務の的確な実施と政策の実施に係る責任の明確化の観点から、資金調達、区分経理、利益及び損失処理の方法等についての規定。

( 5 ) 役職員

効率的な事業運営の実現と政策上必要な業務の的確な実施の観点からの、役員を選任・解任に係る手続等の規定。

( 6 ) 国の関与

政策上必要な業務を的確に実施する観点からの、予算及び決算に係る国会及び政府の関与等の規定。

( 7 ) 会社の設立に関する事項

設立委員の任命や定款の作成等の会社の設立に関し必要な規定。

( 8 ) 旧法人の解散、権利義務の承継等

旧法人が新機関設立時に解散すること、旧法人の一切の権利義務は新機関が承継すること、デューデリジェンスに関すること及びそれらに伴う経過措置等の規定。

( 9 ) 関係法律の整備

新機関の設立に関する法律の施行に伴う関係法律の整備。(いわゆる整備法として別法となる可能性あり)

## 2 . 税制改正要望の内容

国が担う機能としての政策金融の的確な実施、利用者の利便性の維持・向上等の政策金融改革の基本的視点を踏まえ、

新政策金融機関に対する法人税、登録免許税等の税制上の取扱いについて、現行政策金融機関と同様の措置(参考1参照)が講じられること、

新政策金融機関が現行政策金融機関から権利を包括承継する際の不動産等の取得に対して、不動産取得税等を課さないこと、を要望している。

## 3 . 統合に向けた準備作業

各機関や主務省庁間の連絡会を随時開催しており、支店の統廃合などの統合準備作業(参考2参照)について、新機関発足に向け、法案の国会提出や予算要求等のタイミングも勘案しつつ、分野毎に実務的な検討を進めているところ。

例えば、支店の統廃合に関しては、各公庫の支店が同一地域に重複して存在する場合に統合するとの「制度設計」の考え方を踏まえ、経費の節減や利用者の利便性等の観点から、各公庫の支店毎に具体的な検討を進めているところ。

今後とも、各機関及び主務省庁との連携を密にしつつ作業を進める。

現行政策金融機関の税制上の取扱い

	税 目	現行政策金融機関の取扱い
国 税	所 得 税	「公共法人等」として非課税 (所得税法第11条第1項、別表第一第1号)
	法 人 税	「公共法人」として非課税 (法人税法第4条第3項、別表第一第1号)
	消 費 税	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等 に基づく情報開示サービスに係る消費税が非課税 (消費税法第6条第1項、別表第一第5号口、消費税法施行令 第12条第2項第4号、消費税法施行規則第3条の2)
	印 紙 税	「非課税法人」として非課税 (印紙税法第5条第2号、別表第二)
	登 録 免 許 税	「非課税法人」として非課税 (登録免許税法第4条第1項、第5条第1号、別表第二) ただし、国際協力銀行については、一部非課税 (登録免許税法第4条第2項、別表第三 七の二)
地 方 税	法 人 住 民 税	所得税法上の「公共法人等」として利子割が非課税 (地方税法第25条の2第2項)
	法 人 事 業 税	事業税を課することができない法人として、公庫・国 際協力銀行を地方税法に個別に列挙 (地方税法第72条の4第1項第3号)
	事 業 所 税	法人税法上の「公共法人」として非課税 (地方税法第701条の34第1項)

新政策金融機関に係る統合準備作業の主な検討項目

- 1．組織（支店、共通業務等）
- 2．資金調達
- 3．企業会計（会計監査等）
- 4．デューデリの実施
- 5．リスク管理
- 6．業務（相談体制等）
- 7．システム対応
- 8．人事（採用、研修を含む）
- 9．広報